

平成30年9月27日

午後2時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

8番	三 宮 十五郎	9番	早 川 公 二
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
総 務 部 長	渡 邊 秀 樹	民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹
開 発 部 長	安 井 耕 史	教 育 部 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 庁 舎 建 設 室 長	伊 藤 重 行	民 生 部 次 長 兼 福 祉 課 長	山 下 正 巳
開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	伊 藤 仁 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者	山 田 淳	教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 兼 十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	安 井 文 雄
教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	横 山 和 久	監 査 委 員 局 長	羽 飼 和 彦
総 務 課 長	佐 藤 文 彦	財 政 課 長	佐 藤 雅 人
秘 書 企 画 課 長	安 井 幹 雄	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	収 納 課 長	服 部 朋 夫
市 民 課 長	梅 田 英 明	保 険 年 金 課 長	服 部 利 恵
環 境 課 長	柴 田 寿 文	健 康 推 進 課 長	飯 田 宏 基
介 護 高 齢 課 長	藤 井 清 和	児 童 課 長	大 木 弘 己

十四山支所長	鈴木博貴	総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長	村瀬修
農政課長	小笠原己喜雄	商工観光課長	横江兼光
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	伊藤えい子
学校教育課長	渡邊一弘	歴史民俗資料館長	伊藤隆彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	鷲尾里恵
書記	伊藤国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第52号 新たに土地が生じたことの確認について
- 日程第3 議案第53号 公有水面の埋立てに伴う町の区域の変更について
- 日程第4 議案第54号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第55号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第56号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第58号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第59号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第60号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第61号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 認定第1号 平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(追加提案)

日程第19 議案第62号 平成30年度弥富市一般会計補正予算(第3号)

日程第20 請願第2号 「尾張大橋東交差点」の渋滞対策に関する意見書の提出を求める請願書について

日程第21 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第22 発議第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第23 発議第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第24 発議第6号 地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書の提出について

日程第25 発議第7号 「尾張大橋東交差点」の渋滞対策に関する意見書の提出について

日程第26 議員派遣について

日程第27 閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後2時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第52号 新たに土地が生じたことの確認について

日程第3 議案第53号 公有水面の埋立てに伴う町の区域の変更について

日程第4 議案第54号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

日程第5 議案第55号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正について

日程第6 議案第56号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第7 議案第57号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サー
ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部改正について

日程第8 議案第58号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第59号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第60号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第61号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 認定第1号 平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第2号 平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第3号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

日程第15 認定第4号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

日程第16 認定第5号 平成29年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第6号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

日程第18 認定第7号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第52号から日程第18、認定第7号まで、以上17件を一括議題とします。

本案17件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長より求めます。

まず、平野総務建設経済委員長、お願いします。

○総務建設経済委員長（平野広行君） 総務建設経済委員会に付託されました案件は、議案第52号新たに土地が生じたことの確認についてを初め3件であります。

本委員会は、去る9月18日に、委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第52、53号を審査いたしました。

委員より、県有地となり、固定資産税として国有地等市町村交付金対象地域となると思いますが、おおよそ幾らぐらいの固定資産税となりますかとの質問に、市側より、交付金の対象になるかどうかは名古屋港管理組合の今後の利用状況によって変わってきますが、概算で仮計算した場合、雑種地で約2,100万円、宅地で約2,300万円となりますとの答弁がありました。

以上の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第58号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）では、委員より、ブロック塀補助金は何件分を想定しているのか、空き家の場合はどのように補助金を出すのか、弥富に住んでみえない人にはどのように周知するのかとの質問に、市側より、予算100万円の内訳は、上限10万円での申請を想定して最少10件、基本的に申請主義なので空き家等も所有者から相談があれば、説明をしますとの答弁がありました。

続けて、委員より、申請が多く出てきたらもう一度補正を組まなければいけないのではないか、通学路優先ということだが、学校が終わった後、塾通いや遊びに行ったりする際に通学路以外でもブロック塀はあるが、対象となるのかとの質問があり、市側より、対象となるブロック塀は、道路や公共施設に面したブロック塀等になります。例えば、市の施設である公園など不特定多数の方が出入りするところを対象としていますとの回答がありました。

また、他の委員より、空き家について、待ちの姿勢だとなかなか気づかないと思うので、危険箇所があると判断された場合は相談をしてもらうように通知してはどうかとの質問に、市側より、空き家の持ち主が市内にお住まいであれば、広報等で見ていただいて対応していただくこととなりますが、特定空き家等に該当しブロック塀がある場合、所有者がわかっている場合には、市から状況を説明させていただきますとの答弁がありました。

さらに、他の委員より、通学路の危険箇所が二百数十カ所あるとの調査ですが、所有者が撤去せず、明らかにここは危険であり、本当に早く撤去してほしいと思う箇所について、どのように対応されるかとの質問に、市側より、該当する所有者には問いかけていきたいとは

考えている。しかし、やるやらないは個人の問題であり、我々としてそれ以上のことは望めない。しかし、子供たちの安全のため、御理解をいただけるように住人の方に話をさせていただきたいとの答弁がありました。

また、他の委員から、土地改良事業補助金に関連し、事業費と補助金は説明があつたが、補助率はどの質問に、市側より、3つの土地改良区の事業ごとの事業費、補助率、補助金額、地元負担率、地元負担額の答弁がありました。

また、他の委員から、企業誘致の交付奨励金の追加は新たな企業がふえたのかとの質問に、市側より、29年度からの1社ですが、固定資産税が確定し、額が当初予算より多かつたことにより増額となりましたとの答弁がありました。

このような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、鈴木厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（鈴木みどり君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第54号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について初め8件です。

本委員会は、去る9月14日に、委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第54、55、56、57号を一括審査いたしました。

市側より、13日の議案質疑に対して、特別養護老人ホームの待機者数は市内3カ所で、要介護3以上の人が75名、要介護2以下の人が28名となっているが、申し込みがあつた数のため重複している可能性があり、近年の状況からの推測で実際の入所時期は、3カ月から4カ月、遅くとも半年ほどで入所できる見込みとの答弁がありました。

議案第57号弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてにおいて、委員より、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員を2人から4人にするという事は、全体の受け入れ人数がふえるということかとの質問に、市側より、施設の定員がふえるわけではなく、利用料金を下げることができるとの答弁がありました。

以上の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

次に、議案第58、59、60、61号、以上4件を一括審査しました。

最初に、市側より説明があり、議案第58号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第2号）において、委員より、学校体育館エアコン設置についてはすぐにはやらないとのことであつたが、公共施設再配置計画における統廃合や、2次避難所に指定されていますので災害対策での影響をどのように考えているのかとの質問に、市側より、公共施設の再配置計画は全庁

で議論中であるが、第2次総合計画において一定の方向で学校の再編成をお示ししたいと考えている。しっかりと方向性が出た場合においては、体育館のエアコン設置を十分検討したい。しかし、施設を避難所という観点から見ると、地域の人たちに利用していただくことになり、学校の再編成とは違い、公共の一つの建物と考えるのが正しいのか、少し時間をいただき考えていきたいとの回答がありました。

また、他の委員より、35度を超える日は体育の授業ができなくなると学校の運営にも支障が出たのではないかと質問に対し、35度を超えた場合は、炎天下での運動は中断・中止するようにしております。7月の体育は水泳でしたので、体育館は余り使っておりません。しかし、気温プラス水温が65度以上になると危険であるという指標が示され、8月のプール開放、プール指導を中止しました。来年も同じ方針で行きたいと思っておりますとの答弁がありました。

また、他の委員より、総合福祉センターの駐車場は何台分ふえる予定かと質問に、市側より、106台分の予定で、秋の耕作が終わった後、今年度中に盛り土をしていきますとの答弁がありました。

以上のような質疑がなされましたが、討論はなく、採決の結果、議案第58号から議案第61号までの4件全て全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、平野決算特別委員長、お願いします。

○決算特別委員長（平野広行君） 決算特別委員会に付託されました案件は、認定第1号平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について初め7件です。

本特別委員会は、去る9月21日に、午前9時30分より、委員全員出席により開催しました。

当日は総務部、開発部、民生部、教育部の順で、それぞれ所管する一般会計及び特別会計について審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、総務部での審査では、収納率が好調であるが、新たな取り組みがあったのかとの質問に、市側より、新規の具体的な取り組みは特に行っていないが、収納率好調はコンビニ納付、西尾張地方税滞納整理機構との連携、課税課との連携強化によるところが大きな要因と考えています。軽自動車税と国民健康保険税、市県民税普通徴収分、固定資産税がコンビニ納付により24時間いつでも納付可能となり、納付環境が整備されていることの効果は大きかったと考えています。コンビニ利用率も、年々向上しております。

また、西尾張地方税滞納整理機構に参加しており、例年、約100件の滞納案件を機構に引き継いでいること、機構に派遣された職員が滞納整理のスキルや折衝技術を身につけ、市に戻り、引き続き収納業務に携わることによる効果もあったと考えます。今後も、市税・国民健康保険税ともに、課税課との連携をより一層強め、滞納者への早期の対応を意識し、滞納

繰越額の減少に取り組んでいきたいですとの答弁がありました。

また、防犯カメラ設置の定義はとの質問に、市側より、市内における犯罪及び事故を未然に防止し、安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的として、不特定多数の人が利用される都市公園や駅周辺等へ防犯カメラを設置していますとの答弁がありました。

また、地域社会の防犯につきましては、自主防犯活動の後押しをする意味合いも含め、防犯カメラを新たに設置する団体に対し、市防犯設備整備事業費補助金を活用し、設置していただいております。

また、公道の設置につきましては、設置箇所、設置台数、メンテナンスに膨大な費用がかかるため、現在のところは設置する予定はありませんが、この補助金制度を活用していただきながら、安全・防災メール、防犯パトロール等、複合的に組み合わせ、地域の皆様と協働で推進していきたいと考えておりますとの答弁がありました。

また、各種自主財源確保事業を実施していますが、自主財源の確保について、市としてどう考えるかとの質問に、市側より、自主財源を確保するためには、市民税において、子育て支援施策の充実など、弥富市を魅力あるものにするによって多くの人に住んでいただくことや、固定資産税においては、臨海部を初めとし、多くの企業に来ていただくことよって税収の増加が見込めるものであると考えます。そのほかに、市が所有する売却、貸付が可能である土地もありますので、積極的に売却、貸付を進めていきたいと考えています。また、先進市町も参考にしながら、積極的に広告収入の増加に努めてまいりますとの答弁がありました。

続いて、開発部での審査では、市街地整備業務委託料による事業の今後の方向性は、また平成29年度でどのようなことを行ったのかとの質問に、市側より、市街化区域への編入要件を満たせそうな地区として、車新田地区において平成27年度より地区の現況や課題、まちづくりの整備手法等の地域勉強会を7回にわたって開催してきました。

昨年度は、世話人会を立ち上げ、概略検討図及び概略減歩率等を2案作成し、関係者にお示しいたしました。今後の予定は、現在、詳細な意向調査を実施中であり、まちづくり実施に向け関係者と話し合いを継続していきたいと考えておりますとの答弁がありました。

また、他の委員より、スイートハートプロジェクトにおいて、平成29年度にどのような事業、イベントが行われたかとの質問に対し、市側より、平成29年度のやとみスイートハートプロジェクトの活動は、8月にプロジェクト会議、平成30年1月にキックオフミーティングが開催され、その後「やとみ恋めぐりのスイーツマップ・ポスターとやとみ恋守り」の作成が行われました。「やとみ恋めぐりスイーツマップ」によるスイーツめぐりは本年度4月より行われていますとの答弁がありました。

午後からは、民生部、教育部について審査いたしました。

民生部での審査では、委員より、シルバー人材センターの会員等の減少理由はどの質問に、市側より、会員減少の要因としては、定年退職後も引き続き雇用されるケースがふえてきているため新規の加入は伸びていない。また、体力面で仕事ができなくなった高齢の方が会員をやめるケースもありました。

また、年間就業延べ人員の減少につきましては、3事業につきましてシルバー人材センターからの派遣という形式から、派遣先の事業所の直接雇用に切りかわり、事業を終了したことが原因ですとの答弁がありました。

また、委員より、生活困窮者自立支援事業で平成29年度から市役所での相談を始めたが、市役所での相談件数はどの質問に、市側より、平成29年度中、実績数は7件ですとの答弁がありました。

最後に教育部では、委員より、市民プールの修繕はなかったのかとの質問に、市側より、漏水に伴う給水管修繕、放送設備修繕が主な内容でありましたとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、認定1号から認定7号までの7件について討論を行いました。

認定第1号及び認定第3号から認定第7号の6件に対し、反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、反対討論のありました認定第1号平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成29年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての6件については、賛成多数で原案を了承し、認定第2号平成29年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしを確認しましたので、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、三宮議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 私は日本共産党議員団を代表いたしまして、歳入歳出決算認定案件のうちの6件について、反対討論を行わせていただきます。

もちろん市の事務事業は、基本的には住民の皆さんの命や暮らしを守り、福祉に貢献する

ということが中心でありますので、当然全てに反対ということではありませんが、しかし、今、市民が置かれている種々な状況から改善が急がれている問題などを、やっぱり市民の願いに沿って早急に改善をしていきたいという立場であります。同時に、そうした国民生活の基盤となりますさまざまな制度設計について国が責任を持ち、また財源不足についての手当ても持っている国が、最近はその責任を果たしていないというふうに痛感をしており、一番反対の大きな理由は、国が責任を果たすことを強く求めるものであります。そんな限られた予算や条件、人員の中で、日々市民の皆さんの安全や暮らしのためにさまざまな尽力をされております当局や職員の皆さんには心から敬意を表すものであります。

さて、まず一般会計についてでございますが、長年の課題となっておりますきんちゃんバスの活用について最初に申し上げます。

3路線104停留所によります運行が行われておりますが、最大利用者のあります近鉄南口でも1日27回のバスの通過に対して平均利用者は35名、1回当たりの乗降客は1.3人にすぎません。2番目のイオンが1日26回で1回1人。それ以外はバスの通過1回全て1人未満であります。1日当たりの利用者数で見ますと、38.5%を占める40停留所が1人に満たない状態であり、また26.9%に当たります28停留所は2人に満たない状態であり、2人を超えているところは36停留所で34.6%です。

高齢化社会で足の不自由な人が車や自転車に乗れなくなると、すぐに生活が成り立たなくなります。今のような巡回方式では必要な対応ができておりません。バスの利用希望者を登録し、その人々の希望に沿った運用ができるような、実際にバスの利用を必要としている人々を調査し、一日も早くそうした人たちの安心できるバスとなるような抜本的な改善を求めるものでございます。

障害者福祉法では、市町村に身体障がい者を発見し、情報を伝え、必要な支援につなげることが定められております。身体障害者手帳を取得できると予想される人は、介護認定とサービスを受けている人や、手帳のない人で駅の階段で手すりが必要な人など、優に通常の手帳取得ができる条件の人は1,000名を超えるような状況であると考えられますが、現在年間の手帳の新規交付数は100名を幾らか超える範囲にとどまっております。

その多くは制度を知らないこともありますが、医師不足などによって必要な人が必要ときに診断書を書いてもらえないことも大きな原因です。現在弥富市には県の指定を受けている診断書を書くことができる医師は70名おりますが、新規の申請が100人余りとどまっているということは、医師が平均すると年間1.5人弱しか診断書を書いていない、この制度が機能を果たしていない状態を市も県も国も、障がい者施策の根源にかかわるものとして解決を図ることを長年にわたって放置してきた結果だと考えざるを得ません。障がい者支援に対する行政としての責任が果たせなくなっている問題として、県と国にその解決を求める行動

を起こされることを強く求めます。

私たち日本共産党も、県議団や国会議員団の協力を得て、近く厚生労働省に対して要請に参る準備をしております。

また、市の税金、国民健康保険税と医療費の自己負担、介護保険料と利用料の減免制度が十分機能していないことについて申し上げます。

この間の審議の中でも明らかになりましたが、年収150万円ほどの単身者でアパート暮らしをしている人に、24万円ほどの所得税や住民税、国保税、介護保険料がかかっていることも明らかになりました。政府自身も実収入が生活保護基準以下で生活をしている人が、保護者の4倍から5倍近くもいることを認めております。平成10年代に税制の改正と介護保険、後期高齢者医療制度の導入などでその傾向が一層広がっております。まず健康で文化的な最低生活の保障のかなめとして、各種法律、市条例の中に市町村長が必要と認めた者に必要な金額の減免をすることができるということが漏れなく定められておりますが、その解釈は、それはしてもしなくてもいいということではなくて、そういう健康で文化的な最低生活という基準から考えると、生活保護を下回るような、あるいはそれに極めて近いような暮らしをさせてはならないという立場から対応することが求められたものであり、早急な改善を求めます。

次に、国民健康保険特別会計について触れさせていただきます。

国民健康保険制度は、他の社会保険に加入できない全ての人を強制的に加入させる、世界に誇る国民皆保険の制度であり、条件の悪い人には、保険税も医療費も全額免除する制度のある、保険と社会保障制度を統合したものとして、世界に誇る制度だということでこの制度が発足し、私が議員になった当時も国が保険医療費分の2分の1を負担しており、さらに事務費の一部も国が直接負担をしておりました。市長会や知事会が求めておりますように、必要な負担を国が行うことを強く求めていくことを望みます。

介護保険制度につきましては、基金の一部を次の保険料を上げないために使っているとの説明がございましたが、前期も今期も基金の2倍を超えるような次年度への繰り越しを行うやり方は改めるべきでございます。

この制度は、もともとドイツをモデルにした制度で、早期の発見と早期の対応で身体の機能の悪化をおくらせていく制度として始まりましたが、既に要支援を直接の保険制度から外し、予算処置によります市町村の事務事業にして、国の予算の範囲でしか行えないようにすること等含めまして、要支援の人たちのデイサービスや訪問介護サービスなど、一定の引き下げが行われて全面的に撤退する業者も生まれており、ますます安定した介護が受けづらくなっておりますが、さらに国は要介護1にも同じ制度にするとおっしゃっておりますが、こうした実際に介護がどんどん受けづらくする仕組みを国は抜本的に改め、制度発足のときの国民と

の約束を守ることを強く求めていただくように申し上げておきます。

高齢者医療制度については、収入のない人も含めて高齢者を一つの保険に押し込め、その医療費の一部を利用者に必ず負担させる、その制度のあり方を審議するのは地方議会ではないという、今の制度のあり方そのものが大変問題だと思います。所得の低い人は親族の扶養家族となり、そうでない人々は、他の保険に入らない方は国民健康保険制度に一定の所得のある方は入っていただく。こういう従来の制度にこれは戻すべきで、この制度そのものについては私どもの立場は明白であり、一日も早く根本的に改善することを求めています。

農業集落排水事業につきましては、計画時に過大な人口と使用水量を設定し、90%以上接続されておりましたが、保守委託料と汚泥の引き取り、電気料さえ賄えず、支払利息は全て行政負担、施設更新費用などの計画を除外している制度設計そのものに問題があり、指導した国や県がそれにふさわしい支援を図り、合理的な解決策を確立することを強く求めます。

公共下水道につきましては、事業計画時の総務省の大きくない市町村の財政的な困難の最大の原因の一つが下水道事業であり、計画時に将来負担の全体像を住民と行政の負担を具体的に明らかにした計画として行うことを、市町村長と市町村議会議長に一斉に要請されました。ところが、愛知県や当時の弥富町は、関係のない総務省が言っていること、県も建設省も保証すると言っていて、そう言って着手し、また事業計画、財政計画に施設の更新費用となる減価償却費抜きの財政計画で出発をして、そのまま今日も続けております。

海部南部水道では、水道料金の28%、1立方メートル当たり60円近くを減価償却費として負担がされておりますが、こうした施設産業で、更新費用を考えずに事業を進めるなどんでもないことであります。一日も早く負担の実態を明らかにし、市と住民への過大な負担とならない対策を急ぐことを強く求めます。

各論についてはそのとおりでございますが、抜本的には、税金の集め方と使い方の国の方針の根本的な転換が必要だというふうに私は考えております。

例えば、消費税が導入されまして2017年度までで349兆円の消費税が国庫に入りました。その同じ時期に、消費税の導入直後から法人税の軽減が行われまして、何とその額が280兆円、消費税全体の80%にもなっております。こうした税金の集め方、使い方。とりわけ法人税につきましては、資本金1,000万円以下のいわゆる小企業、これが所得に対する税金負担率は17.5%であります。100億円を超える巨大企業につきましては、わずか12.4%。とりわけトヨタ自動車のような海外にも子会社を持ちながら連結決算をしております巨大企業につきましては、所得に対する税金を5.2%しか納めていないことも公の統計の中でも明らかになっております。

こうした、本来税金は憲法の精神に基づいて、原則は生活費非課税、相互累進制で応能負担、勤労者には軽い負担という3つの原則が定められております。富裕層は年収1億円を超

えると所得税の負担率が低くなります。小企業と大企業の負担は、先ほど申し上げたとおりであります。富裕層と大企業に応分の負担を求め、オスプレイなど攻撃型兵器や大型開発をやめれば財源は生まれます。

とりわけ、私がここで強調しておきたいのは、少子・高齢化が本当に地方をどんどん痛めつけておりますが、その最大の要因は、私たちの現役と言われた時代、奇跡の高度成長という時代でありましたが、そのときには社会のつくりや外身が働く人々や中小企業にかなり手厚く配分されて、大体、平均的にフルタイムで働いている人の収入で、そういう高度成長からかなりしばらく後までそうでございますが、1人働けば5人ぐらいが暮らせる、これが働く人への賃金でありました。今日では、せいぜいフルタイムで働いている人の平均給与は2人半ぐらいの暮らしを支えるのにやっとということで、多くの若者たちが結婚できないような安い賃金に苦しみ、さまざまな問題をつくり出しております。

どんどん地方の人口が低下するだけではなくて、子供が減り、弥富市でも新たに1年間に生まれた、よそから転居してくる子供の数に比べて、80歳代のお年寄りの方が多い状態が年々広がっております。年々その割合が大きく、差が大きくなっております。こうした状態を解決するのは、働き方を本当に改革し、働く人たちが8時間フルタイムで働けば、本当に若い人たちもちゃんと世帯を持って子育てができるような賃金、過労死しなくてもよい賃金、先ほど医師不足で大変な状態になっているということ申し上げましたが、本当にそういうむちゃくちゃな働き方をせずに、国民のために必要な事業やそういうものを促進していく。そうすれば当然人口もふえますし、同時に税や社会保険料もたくさん集まることは自明であります。

したがって、そういう方向に国政や地方政治のかじを切るために御尽力いただくことを心から要請いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、高橋議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 私は、認定第1号平成29年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

平成29年度は行政の構造改革元年として、さまざまな事務事業の見直しに着手された一年でありました。市政運営として、もっと災害に強いまちづくり、もっと人に優しい健やかなまちづくり、もっと豊かで活力あるまちづくりの3点を基本とし、それに沿った事業が適正になされたものと考えております。

平成29年度の一般会計歳入における市税収入においては82億4,449万620円で、対前年比2,793万2,790円、0.3%の減でありました。この減収の主な要因は固定資産税の減額によるものでありますが、ほぼ前年度と同額になっております。

また、市税全体における収納率は97.5%で、前年度に比べ0.4ポイント上回り、未済額は

1億8,905万8,685円で、前年度に比べ3,128万1,766円減少し、収納対策が安定的に実行されているものとして評価できるものであります。

また、歳入全体に占める市税収入の割合は55.3%で、引き続き高い割合を占めており、今後も着実な市税収入の確保、向上に努めるとともに、税負担の公平性の観点からも、収納率の向上に努めなければなりません。

また、歳出面におきまして、新庁舎建設事業、土地改良事業、道路改良工事、小・中学校修繕工事、子ども医療費助成事業等、限られた財源の中で市債を有効に活用し、適正に事業が執行されたと考えます。予算執行率につきましては90.80%であり、2.4ポイント下がりましたが、新庁舎建設事業、中学校空調機設置工事等、繰り越し事業が例年より多かったためと理解しており、市長の施政方針に基づく事業の予算執行がおおむね適正に執行されたと思えます。

また、監査委員から提出されました健全化比率の審査において、財政の健全度を判断する実質公債費比率を初めとする4項目の健全化判断比率について良好であり、特に指摘すべき事項はないと報告されており、財政運営が引き続き適正に行われているものと考えます。

以上のように、平成29年度決算の状況を精査しましたところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと考えます。

先ほど述べましたように、健全財政が維持されていることを評価します。賛成に値する決算であることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論がないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第52号から議案第61号まで、以上10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第61号まで、以上10件は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定をされました。

次に、認定第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第62号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第19、議案第62号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第62号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、台風21号により被害を受けました公共施設を修繕するための費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第62号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,968万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を179億7,657万2,000円とするものであります。これにつきましては、台風21号により被害を受けました公共施設を修繕するため、工事請負費等を増額計上するものであります。

歳入予算につきましては、財政調整基金繰入金1,968万1,000円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきましては、のびのび園修繕工事請負費30万円、教育費におきましては、小・中学校の修繕料363万5,000円、南部コミュニティセンターの施設整備工事請負費745万2,000円、体育施設整備工事請負費438万2,000円であります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案を、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 請願第2号 「尾張大橋東交差点」の渋滞対策に関する意見書の提出を求める
請願書について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第20、請願第2号を議題とします。

紹介議員の朝日将貴議員に請願の趣旨説明を求めます。

○1番（朝日将貴君） 請願第2号「尾張大橋東交差点」の渋滞対策に関する意見書の提出を求める請願書について、趣旨説明をさせていただきます。

この請願は、タイトルにもあるよう尾張大橋東交差点において、長年にわたり物流及び通勤車両等の集中による慢性的な交通渋滞が発生しており、周辺地域の経済活動及び周辺住民の生活環境に多大な悪影響を及ぼしています。

その原因の一つとしては、尾張大橋東交差点に進入する車両台数を信号現示で処理できないために、同交差点を通過できない車両が滞留しているものであり、また同交差点の北に位置するニッケゴルフ場跡地には、車のオークション会場の設置が計画されており、周辺住民はこの渋滞がさらに悪化することを大変危惧しております。

そこで、交通安全の観点等もごさいますが、まずは最優先事項として同交差点の渋滞緩和を目的とした意見書を愛知県知事並びに愛知県公安委員会に提出していただけるよう、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

那須議員。

○7番（那須英二君） 今、朝日議員より紹介議員ということで趣旨説明がございました。これについて、特に反対するものではございませんけれども、渋滞対策というのであれば、ぜひこの海老江交差点に右折の矢印信号もあわせて要望してはと思います。

また、交通量がふえるということであれば、危機管理、安全対策も必要であるので、あわせて国道1号線から海老江交差点までの歩道の拡張や、また旧155号線、県道458号線そのものの拡張などをし、交通渋滞の緩和と同時に安全対策ということをあわせて要望してはいかがと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） お答え申し上げます。

今、那須議員より御指摘いただいた御要望については、地元協議会のほうでも議論をしている最中でありまして。今回の意見書に関しては、この尾張大橋東交差点のそもそもの根本の原因である一つとして、まずは具体的に県知事、そして公安委員会に要請するものであり、那須議員御指摘の海老江交差点等に、もしくは県道一宮弥富線における交通安全対策も、また別の議論として、そのような議論の際には御賛同いただければと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） では、継続して審議されるということでありまして、その際にまた検討させていただくということで、質疑のほうは終了します。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はありますか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認め、討論に入ります。
討論の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、採決に入ります。
請願第2号は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり採択されました。
ここで、追加日程準備のため随時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時55分 休憩

午後2時58分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま佐藤高清算議員より、先ほど採択をされました請願の趣旨に沿って、発議第7号が提出をされました。

この際、本案を日程に追加をし、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。
よって、発議第7号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第22 発議第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第23 発議第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第24 発議第6号 地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書の提出について

日程第25 発議第7号 「尾張大橋東交差点」の渋滞対策に関する意見書の提出について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第21、発議第3号から日程第25、発議第7号まで、以上5件を一括議題とします。

本案5件は議員案件ですので、提出者の佐藤高清算議員に提案理由の説明を求めます。  
佐藤議員。

○14番（佐藤高君） それでは、発議第3号から発議第7号までの5件の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第3号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、平成31年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率の2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第4号国の私学助成の拡充に関する意見書は、父母負担の公私格差を是正するための就学支援を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう国に対し強く要望するものであります。

発議第5号愛知県の私学助成の拡充に関する意見書は、「私学選択の自由」に大きな役割を果たしている授業料助成・入学金助成を拡充するとともに、経常費助成についても、国から財源措置がなされる国基準単価を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施するよう愛知県に対し要望するものであります。

発議第6号地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書は、地域高規格道路一宮西港道路を重要物流道路に指定し、早期実現を図り、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう新たな財源の創設を検討するとともに、平成31年度道路関係予算は所要額を確保することを国に対し強く要望するものであります。

発議第7号「尾張大橋東交差点」渋滞対策に関する意見書は、一般県道一宮弥富線における尾張大橋東交差点への右折滞留長の延伸と、尾張大橋東交差点及び隣接する交差点の信号現示の調整の措置を講じられるよう、愛知県及び愛知県公安委員会に対し強く要望するものであります。

以上、この意見書5件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであり、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

大原議員。

○16番（大原 功君） 高君に質疑をさせていただきます。

これは、尾張大橋と国道1号線の混むことについては、今から約16年前、日本毛織さんがイオンさんを、ここにスーパーを持ってくるということで、イオンの前を約3,000坪寄附していただいた。そして、今の道は混まないということやね。当時は海老江の郵便局、この近くまでは車が並びよった。今ではほとんど並ばないようになっておるわけだ。そしてこの車がどのぐらいふえて、今渋滞というふうになるのか、ここを一遍聞きたい。1日何台ぐらい

ここを通りますか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま大原議員から御指摘いただきました質問につきまして、16年前の経緯につきまして全く私ども勉強不足でありました。16年前の現状と今の現状を踏まえまして、また違った渋滞の形であると認識をしております。

また、現時点におきます道路状況については、私資料を持っておりませんのでお答えすることはできません。

しかし、16年前とは違った形の渋滞であることは事実でありますので、その辺のところを御理解いただいて、御賛同をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 16年前というのは、車がようけ混んだわけなの。今は混んでいないわけなのね。そうでしょう。どこが混んで、こういう今の意見書を出されたのか、発議を出されたのか。その根拠がなくてただ出すだけというと、体制つくって魂入れず、こういうことなの。坂本竜馬が言っているのは、自分のことは自分が一番よく知っているということを言われておるわけね。そうでしょう。出される以上は、やっぱりそれなりの根拠があって出さないと。

当時は、先ほど言ったように、イオンの前は3,000坪寄附をさせるということで、日本毛織の社長に私が言いましたんですよ。そして、当時は吉川博さん、この方をお願いをして、何とかしてこの新しい店舗をつくるのには、大規模店舗法がありますので、15日おくれたらここにイオンはできない。当時は乳母車やいろいろな車で買い物ができるということの基本にしたわけ。当時は商工会から4,800近くの商工会員が反対をされたわけ。これは隣の岐阜県から三重県、遠いところは今のあま市やあの辺からも全部出ました。

そういうふうで、道路も渋滞を混まないように、そして安全性のあるためにイオンの前だけは広がっております。今はほとんど車は混まないはず。もうちょっと、本当に今のイオンに対しての、前の海老江についての道路が混むというのなら、これは話は変わりますけれども、出すところ自体が、国道1号線は国のものですね。155号線は県道ですよ。県と国のことをするんじゃなくて、我々がするのは県道や市道のことをやっぱり一番心配するわけ。

こういうことを含めて、先ほど言ったように状況が違うと言うなら、当時の車が何台通って、今現在どれぐらいの車が、通行量がおるかということを説明してください。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、大原議員から適切な御示唆をいただいております。16年前の交通量のことともわかりませんし、今どういう状況で交通量があるかということともわかりません。

ただ、16年前は改善された、そういった大原議員の御尽力によって改善されたことが、新たな形で渋滞が始まっておるといふことでもありますので、県道一宮道路線についての改善を求める意見書をつくらせていただいたわけでもありますので、どうか御賛同のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 議長。注意だけしておきます。

やっぱり出す以上は地域の人がよく知っていること、そういうことを聞きながら出しているということをおね、一番大事なことです。市長も当然今の国道から北のほうですから、状況はよく知って見えるはずですよ。オークションは南のほうだからちょっとわからんかもしれないけど。

こういうのがありますので、出す以上は、その地域の方がどういふふうに住んでおられるかということはおね、我々はおよく、高橋君よりは長生きをされているから、よくわかっておりますから、まあ、注意して出してください。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はありますか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしを確認しましたので、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ただいま上程されております案件のうちで、発議第6号地域高規格道路一宮西港道路の早期実現を求める意見書の提出に関して反対討論をさせていただきます。

いろいろな事情でこういうものがあつたら便利というふうにお考える方も少なくないと思ひますが、今、私は弥富にとって、あるいはこの地域にとって喫緊の問題は、やはり尾張大橋の7メートル50の堤防にするということでお進めてきて、あそこだけが路面で5メートル、そして桁下まで行くとかなり食い込んでおつて、高潮対策からいっても、あるいは異常降雨によります洪水によっても十分心配な状況で、やっぱり県の防災計画でも河川堤が切れるということでお、死者数が大幅にふえるということをお想定しておりますが、結局、現在は伊勢大橋が終わらなければ着工しないということでおくぎづけになってますよね。実際に準備が始まつたつて相当かかるわけでもありますから、やっぱり一日も早くそういうものに着工するとか、あるいは今議論になりました旧1号、155号線につきましても、わずか2.5キロで、この10年間平均で2カ月で3人が事故でお亡くなつたり、けがをすれば。死傷者が2カ月に3人発生するということはお、やはり私は極めて異常なことだと思ひますよね。

昨日、蟹江町の体育館で南部の交通安全大会がおございましたが、そこでもこの10年間の死

者数を見ると、この1市1町1村で38名が亡くなっているというんですが、23人は弥富市なんですよね。15人が蟹江町と飛島村ということでありますし、また弥富市の最近の交通事故死者というのは、この3年間で9人ですよね。愛知県の交通死亡事故が、平成20年の316人から平成29年には200人と大幅に低下をしております、県民人口当たりで見ますと、この3年間の死亡者を1年平均しますと、大体年間3万6,000人に1人が愛知県の交通死亡事故者の数なんです。ところが弥富市は、この3年間で9人亡くなったことから、1万5,000人余りに1人で、人口当たりの死亡数では愛知県の2倍を超えているという状況になっておりますし、また海部南部の中でも他市を大幅に上回っております。

とりわけ、以前は三河格差と言って、三河のほうがいろいろな面でおくれているということが県議会でいつも問題になっておりましたが、今はまさに尾張格差ですね。尾張のこういう県道を初めとする交通量の多い生活道路の整備がおくれていることが、実はこういう交通事故の多発の要因になっているわけであります。

弥富でも、主な県道でいいますと、一番やっぱり人通りが多いのが旧155であります、イオンが安売りをしておることから、本当にたくさんのさまざまな人が来るし、あるいは狭い道路を大型自動車、小型自動車から自転車、歩行者が混在して通るという非常に危険な状態が毎日続いているんですよね。

だから、いろいろ国は施策をとっておりますが、一時は本当にそこらじゅうに橋をかけるとか、高速道路を日本中に全部つくるとかということがあったんですが、しばらくそれが凍結になっておったら、また国自身も、一つは防災対策ということで、この3カ年間に大規模な防災対策をやるというんですが、やっぱり何が急がれて、何がということについては、私はもっと国や県や地域でしっかり議論をして、優先順位を決めながら市民・住民の皆さんの安心と安全を守るということを優先した計画をしっかり立てながら、事業計画を求めていくということが今一番問われているというふうに考えますので、この件については少し冷静に対応されたほうがよいのではないかと思いますので、同意しないことを表明して討論を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はありませんか。

三浦議員。

○11番（三浦義光君） 私は、発議第6号地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書の提出について、賛成の立場で討論をいたします。

本市の湾岸地域は、平成23年に弥富埠頭の一部分がアジアNO.1航空宇宙産業クラスター形成特区に指定され、平成24年には鍋田埠頭コンテナターミナル第3バースの供用も開始されております。

これら湾岸地域は、これからの弥富市の発展をリードしていく観点で極めて大きな役割が

あり、物流・産業拠点の中心として計画的に進めていかなければなりません。

しかしながら、南北に長い弥富市に対する南北地区が不足していることは明白であります。利便性の高い都市内交通ネットワークの構築の一つとして、現在、2020年度を目標に東海北陸自動車道一宮ジャンクション部分において、新たなインターチェンジの整備が進められていると聞いております。

弥富市を含む尾張西部地域の交通環境と総合的な社会発展を実現すべく、東海北陸自動車道の南進部分となる地域高規格道路の一宮西港道路が必要不可欠なものとなります。

そして、これから起こり得るであろう南海トラフ大地震の被害想定や、現在台風24号がまたこの地方に接近しておりますが、59年前の伊勢湾台風の脅威がよみがえってきております。

こういった理由もありまして、災害時における市民の安全確保や、円滑な救助活動にも強靱な道路ネットワークが必要でございます。

このような考えにおきまして、私はこの意見書提出に賛成するというところで、討論を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第3号から発議第5号までの以上3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号から発議第5号まで、以上3件は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本案5件は原案のとおり可決をされましたので、地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出をしておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議員派遣について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第26、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案は会議規則第167条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり議員の派遣をすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第27、閉会中の継続審査について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成30年第3回弥富市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時20分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二